

令和4年8月4日

会員各位

一般社団法人マンション管理業協会
業務部

不動産相続登記等の申請義務化等に
関する周知広報について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は協会業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件について、法務省より、添付の内容にて周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

本件は、所有者不明土地（相続登記がされないこと等により、①不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地、②所有者が判明しても、その所在地が不明で連絡が付かない土地）の発生により、土地の所有者の探索に多大な時間と費用が必要となり、公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まず、様々な問題が生じており、マンションの専有部分についても同様でありますことから、お知らせするものです。

これに伴い、令和3年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第24号）及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（令和3年法律第25号）が成立（令和3年4月28日公布）、令和5年4月1日より順次施行されます。

上記両法律では、遺産分別に関する新たなルールを導入したり、マンションを含む不動産を相続した場合に登記申請を行うことを義務化したりするなど、国民の社会生活に大きな影響を及ぼすものです。

会員各社におかれましては、本件につき、受託管理組合並びに区分所有者への周知方、お取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 法律のポイント

- | |
|---|
| <p>① 登記がされるようにするための【不動産登記の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none">・相続登記・住所等の変更登記の申請義務化・相続登記・住所等の変更登記の手続きの簡略化・合理化など ⇒発生予防 <p>② 土地を手放すための制度【相続土地国庫帰属制度】の創設</p> <ul style="list-style-type: none">・相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設 ⇒発生予防 <p>③ 土地の利用に関連する【民法のルールの見直し】</p> <ul style="list-style-type: none">・土地、建物に特化した財産管理制度の創設・共有地の利用の円滑化などの共有制度の見直し・遺産分割に関する新たなルールの導入・相隣関係の見直しなど ⇒土地利用の円滑化 |
|---|

2. 関係資料および各種コンテンツのURL

- ①新制度のご案内「パンフレット」（添付ファイルのものと同じです。）

<https://www.moj.go.jp/content/001360926.pdf>

- ②新制度を説明した「広報動画」（約5分）

<https://m.youtube.com/watch?v=il6UGPPxBtw>

- ③相続登記の義務化など、新制度を詳しく説明した「特設ウェブページ」

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html

- ④相続登記の手続を説明した「特設ウェブページ」

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.htm

以上

＜本通知に関するお問い合わせ＞
一般社団法人マンション管理業協会
TEL (03)-3500-2721 業務部 後藤